

## 公募の追加型株式投資信託の税金

### ■まずは、個別元本について知っておきましょう！

個別元本とは、追加型株式投資信託ご購入の際にご負担いただいた購入時手数料（税込み）を含まない、お客様ごとの平均買付価額のことです。個別元本の価額は、お客様ごとに異なります。

具体的には、個別元本の価額は、お客様が追加型株式投資信託を購入された際の基準価額になります。この場合、購入時手数料およびそれに伴う消費税は個別元本の価額に含まれません。

なお、同一のお客様が、同一ファンドを複数回取得された場合には、その都度、個別元本の価額が修正（移動平均による再計算）されます。すなわち、追加購入（分配金再投資による購入分含む）の都度、移動平均により個別元本の価額が再計算されます。さらに、元本払戻金（特別分配金）の支払いを受けたお客様の個別元本は、分配金支払い前の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した価額に修正されます。

【同一ファンドを複数回取得した場合（追加購入した場合）】

追加購入前の個別元本と追加購入時の基準価額を、それぞれの口数で加重平均し、個別元本を修正します。

$$\text{修正後の個別元本} = \frac{(\text{当初個別元本} \times \text{当初保有口数}) + (\text{追加購入の基準価額} \times \text{追加購入口数})}{\text{当初保有口数} + \text{追加購入口数}}$$

【元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合】

元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は元本払戻金（特別分配金）相当分下がります。

$$\text{修正後の個別元本} = \text{修正前の個別元本} - \text{元本払戻金（特別分配金）}$$

### ■元本払戻金（特別分配金）って何？

追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」の2種類があります。

普通分配金とは、お客様の個別元本を上回る値上がり益から支払われる利益の分配金のことです。一方、元本払戻金（特別分配金）とは、お客様の元本の一部払戻しに相当する分配金のことです。

具体的には、お客様の個別元本と決算日の「分配落ち後の基準価額」からみて、分配落ち後の基準価額がお客様の個別元本と比べ同額または上回る場合には、その収益分配金の全額が「普通分配金」となり、下回る場合は、下回る部分に相当する金額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、残余の金額が「普通分配金」となります。

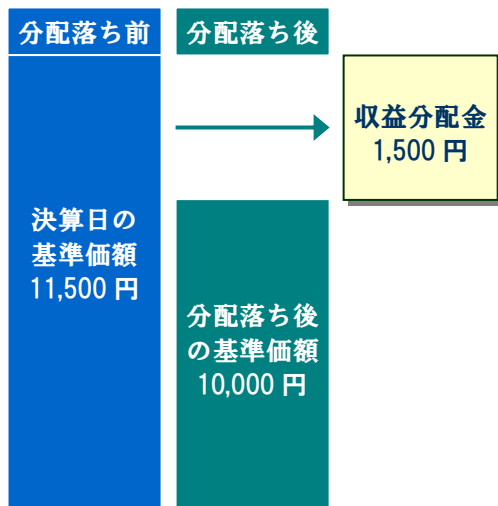
普通分配金	分配落ち後の基準価額が個別元本と同額もしくは上回る場合、その収益分配金の全額が「普通分配金」となります。普通分配金は、利益の分配金であることから課税されます。
元本払戻金 (特別分配金)	分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る場合、その個別元本を下回る部分は元本払戻金（特別分配金）となり、残余の金額が「普通分配金」となります。元本払戻金（特別分配金）は元本の一部払戻しに相当するため、非課税となり、その元本払戻金（特別分配金）の額だけ、個別元本の価額が下がります。

個人のお客様が受け取る普通分配金は、利益の分配金であることから、課税されます。一方、個人のお客様が受け取る元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しとみなされ、非課税となります。

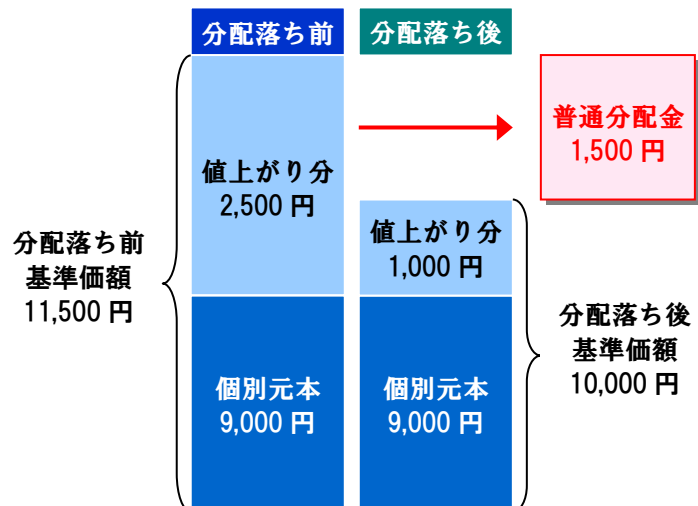
なお、元本払戻金（特別分配金）は元本の一部払戻しに相当するため、元本払戻金（特別分配金）の支払いを受けたお客様の個別元本は、分配金支払い前の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した価額に修正されます。

【分配落ち前基準価額 11,500 円、分配金 1,500 円、分配金落ち後基準価額 10,000 円と仮定】

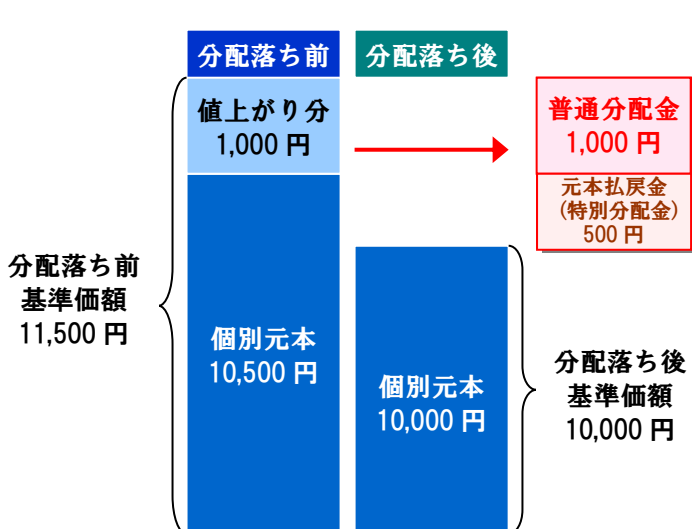
【ファンドの状況】



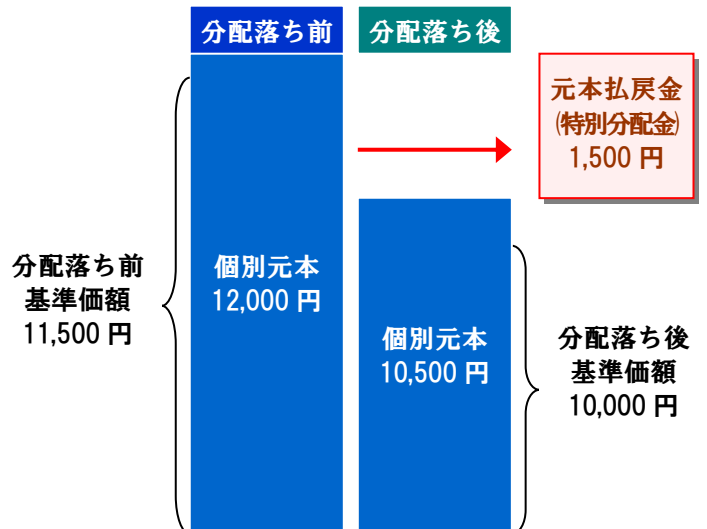
【Aさんの場合】



【Bさんの場合】



【Cさんの場合】

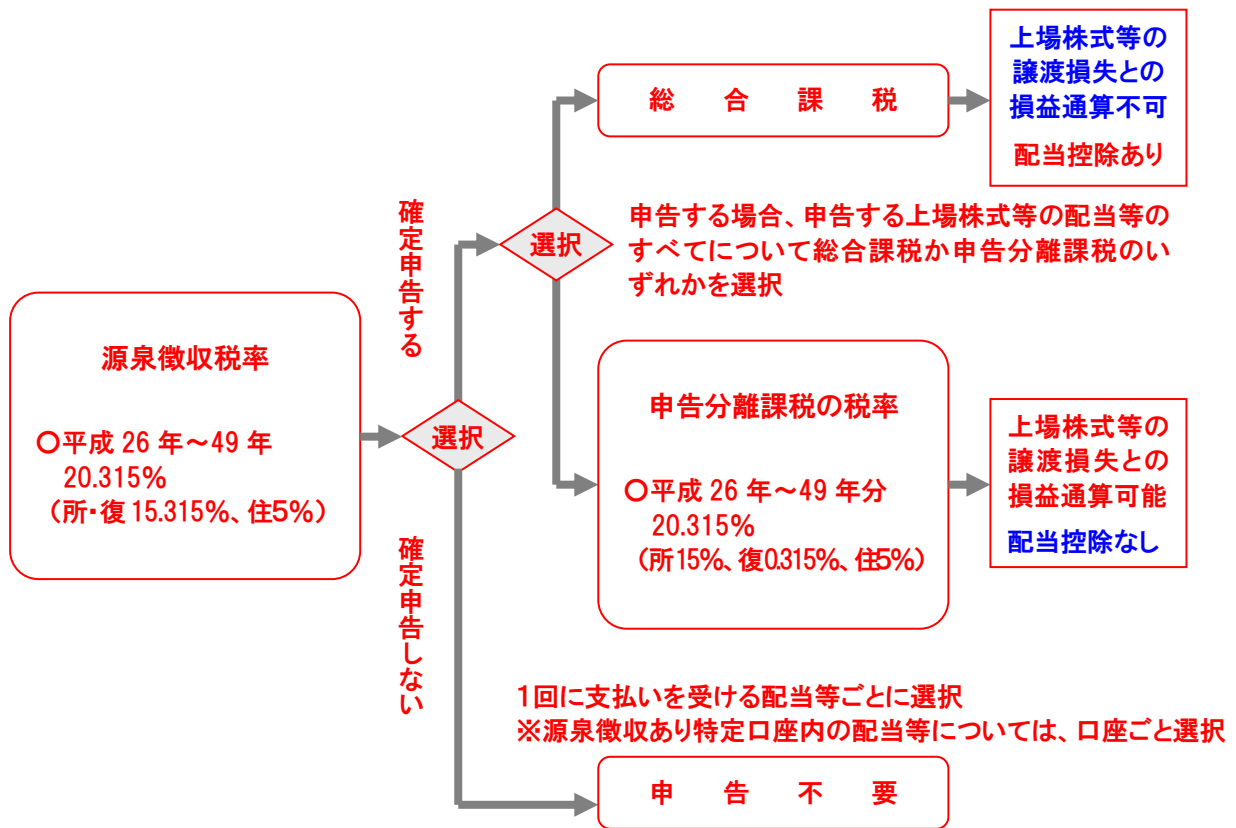


## ■収益分配金には、どのように税金がかかるの？

個人が受け取る収益分配金（追加型については普通分配金）は、上場株式の配当金と同様に、税法上「配当所得」とされ、収益分配金受取り時に、源泉徴収されます。また、1回に支払いを受ける金額の多寡にかかわらず確定申告を不要とすることができます。

なお、この所得については、確定申告することもできます。確定申告する場合、他の所得と合算して納税額を計算する「総合課税」、または、他の所得と分離して納税額を計算する「申告分離課税」のいずれかを選択することができます。

総合課税を選択した場合、一定の要件に該当すれば税額控除である配当控除の適用を受けることができますが、申告分離課税を選択した場合には、配当控除の適用を受けることはできません。ただし、公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡損失の金額との損益通算や、その年以前3年以内の譲渡損失の金額との損益通算をすることができます。



※図表の「所」は所得税、「復」は復興特別所得税、「住」は住民税

※申告分離課税の税率における復興特別所得税の税率は上記所得税率に対するものです。お客様の所得金額等によって実際の税率は異なる場合があります。その場合、合計税率も異なってきます。

※確定申告すると、その所得は合計所得金額に含まれるため、配偶者控除や扶養控除の適用が受けられない、社会保険料等が増加するなどの影響が出る場合があります。

源泉徴収税率は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までに受け取る分については 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）です。

また、申告分離課税の税率は、平成 26 年分から平成 49 年分までは 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、住民税 5%）です。

	平成 26 年～平成 49 年
源泉徴収税率	20.315% (所・復 15.315%、住5%)
確定申告の 要不要等	<b>確定申告不要</b> 申告分離課税で確定申告した場合の税率は 20.315%(所 15%、復 0.315%、住5%)

※表の「所」は所得税、「復」は復興特別所得税、「住」は住民税

※申告分離課税の税率における復興特別所得税の税率は当該所得税率に対するものです。お客様の所得金額等によって実際の税率は異なる場合があります。その場合、合計税率も異なってきます。

※総合課税とは、総合課税の対象となる所得の金額を合計し、その合計額から配偶者控除などの所得控除を行い、控除後の金額に、その所得に応じた超過累進税率（5%～40%）を適用して税額を算出し、適用可能な税額控除を行って、納税額を計算する方法です。また、原則として 10%の税率による住民税の所得割などが別途かかります。

※配当控除の適用を受けることができない公募株式投資信託もありますのでご注意ください。なお、配当控除の額は、所得税で配当所得の 5%または 2.5%、住民税で配当所得の 1.4%または 0.7%です。

配当控除の適用を受けることができるかどうか、およびその控除率は、個々の株式投資信託の信託約款に規定する外貨建て資産および株式の組入れ割合によります。

		株式の組入れ割合		
		50%超	25%超 50%以下	25%以下
外貨建て 資産の 組入れ 割合	50%以下	所得税 5% (2.5%) 住民税 1.4% (0.7%)		
	50%超 75%以下	所得税 2.5% (1.25%) 住民税 0.7% (0.35%)		
	75%超	適用なし		

※（ ）内の数字は、課税総所得金額が 1,000 万円超で、かつ課税総所得金額から配当所得を控除した金額が 1,000 万円以上の場合の配当控除率です。

## ■換金等した場合には、どのように税金がかかるの？

公募株式投資信託の解約・買取り・償還に伴う譲渡損益は、税法上、上場株式を譲渡した場合と同様に、上場株式等の譲渡所得等とされ、原則として申告分離課税で確定申告をして、納税することになります。

つまり、特定口座（源泉徴収あり口座）で取引したものを除き、原則として源泉徴収はなく、確定申告により納税することになります。申告分離課税の税率は、平成 26 年分から平成 49 年分までは 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、住民税 5%）です。

	平成 26 年～平成 49 年
申告分離課税の税率	20.315%（所 15%、復 0.315%、住 5%） ※特定口座（源泉徴収あり口座）の場合、確定申告不要

※表の「所」は所得税、「復」は復興特別所得税、「住」は住民税

※申告分離課税の税率における復興特別所得税の税率は当該所得税率に対するものです。お客様の所得金額等によって実際の税率は異なる場合があります。その場合、合計税率も異なってきます。

なお、公募株式投資信託を換金等した場合の譲渡損益の額は、換金価額と取得価額との差額となります。この損益と他の株式等の譲渡損益の額と損益の通算をしたうえで、当該金額がプラスの場合には、上記表の税率を掛けて税額を算出し、確定申告により納税します（申告納税する復興特別所得税の額は、基準所得税額に 2.1%の税率を掛けた額になります）。

また、公募株式投資信託を、換金等して、譲渡損失が発生した場合、その損失を、公募株式投資信託を含む他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当等と損益の通算をしても、その年に控除しきれない損失の金額がある場合には、確定申告により、翌年以降 3 年間の株式等に係る譲渡益および上場株式等の配当等と損益の通算ができます。これを「3 年間の譲渡損失の繰越控除」といいます。

追加型株式投資信託の取得価額は、原則として購入時の基準価額に外枠手数料およびそれに伴う消費税を加えた額です。複数回にわたって購入した場合には、株式と同様に総平均法に準ずる方法（事業所得に該当する場合は、総平均法）で計算します。分配金再投資により追加購入した分も同様に計算します。また、2000 年 4 月 1 日以降に支払われた元本払戻金（特別分配金）は取得価額から控除します。

なお、「個別元本に、追加型株式投資信託を購入する際に支払った購入時手数料および消費税を加えた額」を取得価額とすることも、税法上、認められていることから、金融機関等で譲渡損益等の金額を計算する場合には、一般に「個別元本に購入時手数料および消費税を加えた額」を取得価額としています。

※上記は、2014 年 6 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人のお客様の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## とっても便利な特定口座

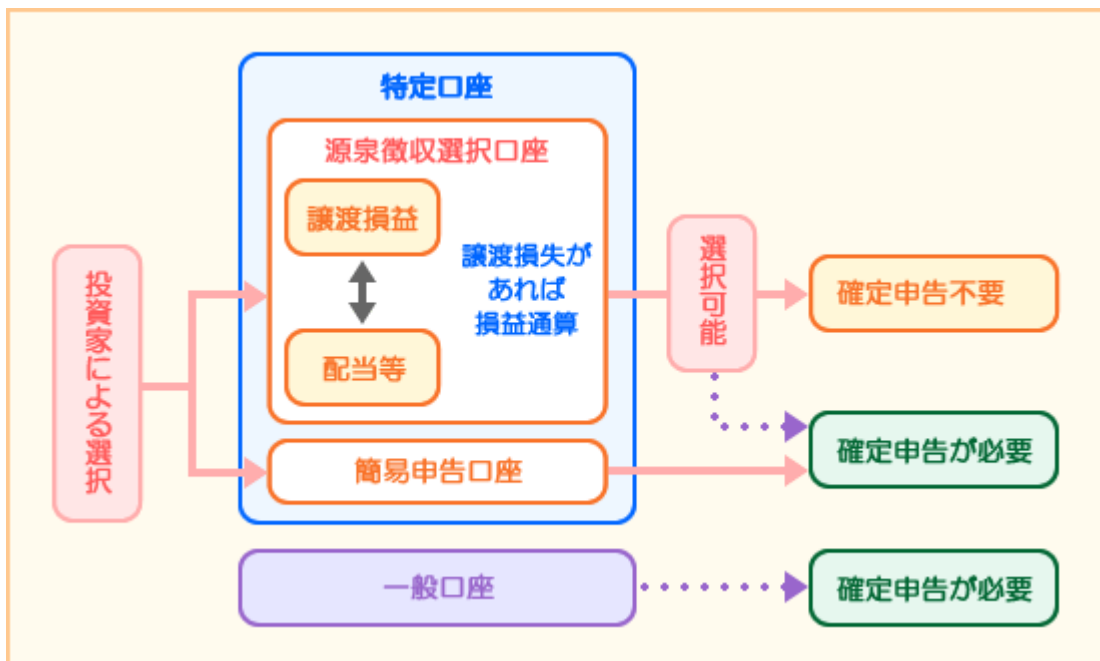
- ◇上場株式等の売買による損益や公募株式投資信託の換金（解約・買取り）および償還に伴う損益は、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。
- ◇公募株式投資信託の収益分配金（追加型については普通分配金）を含む上場株式等の配当等については、確定申告不要の特例の適用を受けることができますが、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等を損益通算する場合には、確定申告が必要です。



特定口座を利用すると、このような確定申告を不要にしたり、または簡易なお手続きで申告納税をすることができます。

### ■特定口座ってどういうもの？

特定口座とは、金融機関がお客様に代わって、公募株式投資信託の譲渡損益等を計算し、「特定口座年間取引報告書」を作成することにより、確定申告の煩雑なお手続きやご負担を軽減するためのしくみです。特定口座には「源泉徴収あり口座（源泉徴収選択口座）」と「源泉徴収なし口座（簡易申告口座）」があり、いずれかをご選択いただけます。



いずれの口座を選択された場合にも、年間の譲渡所得等の明細（公募株式投資信託の収益分配金を源泉徴収あり口座に受け入れた場合は、源泉徴収選択口座内配当等の明細も含む）を記載した「特定口座年間取引報告書」を当行が作成し、翌年1月末までにお客様にお送りします。

なお、特定口座は、同一の金融機関に1つの口座しか開設できません。

## ■源泉徴収ありの特定口座ってどういうもの？

当行が、お客様の公募株式投資信託に係る譲渡益に対して源泉徴収を行い、お客様に代って納税する口座です。この口座を利用すると、お客様は確定申告を不要にすることができます。

源泉徴収ありの特定口座には、公募株式投資信託の収益分配金を受け入れることもできます。収益分配金を受け入れた場合、当該口座における取引が、年末において譲渡損失となっている場合には、確定申告することなく、当該譲渡損失の金額と受け入れた収益分配金（追加型については普通分配金）との損益通算が行われます。これにより、収益分配金を受け取る際に源泉徴収された金額の一部または全額が還付されます。

なお、源泉徴収ありの特定口座における譲渡益や収益分配金（追加型については普通分配金）に対する源泉徴収税率は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までに受け取る分については 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）です。

【源泉徴収あり口座の源泉徴収税率】

	平成 26 年～平成 49 年
源泉徴収税率	20.315%（所・復 15.315%、住 5%）

※表の「所」は所得税、「復」は復興特別所得税、「住」は住民税

### ◆譲渡益に対する源泉徴収のしかた

源泉徴収ありの特定口座においては、譲渡がある都度、年初からの累計の譲渡損益の額が計算され、平成 26 年中であれば、常に譲渡益の額の 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の金額になるように源泉徴収がされます。

たとえば、平成 26 年の最初の取引で 50 万円の譲渡益が発生した場合には、その 20.315%の金額である 101,575 円が源泉徴収されます。その後の取引で 30 万円の譲渡損が発生した場合には、累計の譲渡益の額が 20 万円になり、源泉徴収すべき金額は、その 20.315%の金額である 40,630 円になることから、取り過ぎていた 60,945 円が口座に還付されます。

	譲渡損益	累計譲渡損益	源泉徴収税額	還付金額	累計源泉徴収税額
最初の取引	50 万円	50 万円	101,575 円		101,575 円
その後の取引	▲30 万円	20 万円	—	60,945 円	40,630 円

※平成 25 年 1 月以降 25 年間については、所得税額に対して 2.1%の復興特別所得税が課されますが、還付される場合には、その還付も合わせて行われます。

### ◆譲渡損失と収益分配金との損益通算のしかた

源泉徴収ありの特定口座における 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）の取引による累計の譲渡損益の額が、損失であった場合、その年末時点の損失の金額と、その 1 年間に受け入れた収益分配金（追加型については普通分配金）の額との損益通算が、確定申告することなく、年末において自動的にされます。

この損益通算の結果、課税対象となる収益分配金（追加型については普通分配金）の額が、譲渡損失の金額分少なくなるため、収益分配金を受け取る際に源泉徴収された金額のうち、取られ過ぎた額が翌年始めに口座に還付されます。

【平成 26 年における譲渡損失と収益分配金との損益通算の例】

	合計額	源泉徴収税額
その年に源泉徴収ありの特定口座に受け入れた収益分配金	20 万円	40,630 円
その年の源泉徴収ありの特定口座における譲渡損失の金額	▲10 万円	0 円

算出税額 = (収益分配金 20 万円 - 譲渡損失の金額 10 万円) × 20.315% = 20,315 円

還付金額 = 源泉徴収税額 40,630 円 - 算出税額 20,315 円 = 20,315 円 ← 還付されます。

## ■源泉徴収なしの特定口座ってどういうもの？

源泉徴収なしの特定口座（簡易申告口座）を利用した場合、お客様ご自身による確定申告が必要となりますが、「特定口座年間取引報告書」を活用することにより、簡易なお手続きで確定申告ができます。

## ■特定口座と一般口座では、どのような違いがあるの？

	特定口座		一般口座
	源泉徴収選択口座	簡易申告口座	
確定申告の要否	<b>確定申告不要</b> 当行がお客様に代わって納税するため、確定申告を不要とすることができます。	<b>確定申告が必要</b> 「特定口座年間取引報告書」の添付により簡易な手続きで確定申告が可能です。	<b>確定申告が必要</b> お客様ご自身で譲渡所得等と配当所得の明細を作成する必要があります。
特定口座年間取引報告書	当行より翌年 1 月末までにご送付します。	当行より翌年 1 月末までにご送付します。	作成されません。
配偶者控除などの影響（合計所得金額への算入）	確定申告をしない場合は、影響を受けません。	影響を受ける場合があります。	影響を受ける場合があります。

※一般口座とは、特定口座を申し込まない場合または特定口座の対象外となるものが管理される口座のことです。

※源泉徴収選択口座でも、他の口座の損益と通算等をする場合には、確定申告が必要です。



### ◆特定口座に係る留意事項

- ◇特定口座を開設できるのは居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様（個人）に限られます。
- ◇特定口座は、当行に1つしか開設できません。
- ◇特定口座における、その年の最初の譲渡の後は、その年中は特定口座における源泉徴収あり、または、なしの変更をすることはできません。
- ◇源泉徴収ありの特定口座に、公募株式投資信託の収益分配金を受け入れることとしている場合において、その年の最初の収益分配金の支払いが確定した日以後は、その年中は源泉徴収なし口座に変更することはできません。

## ■確定申告をする必要はないの？

源泉徴収ありの特定口座で取引していても、次のような場合には、確定申告等の手続きが必要となります。

### ◇上場株式等の譲渡損失の繰越控除に係る特例の適用を受ける場合

上場株式等の譲渡損失の繰越控除に係る特例の適用を受けるには、確定申告が必要要件となっています。そのため、源泉徴収あり口座としていても、当該特例の適用を受けるためには確定申告が必要です。

### ◇他の口座で損失が生じている場合に当該口座の損失と損益の通算をする場合

年間の株式等の譲渡損益が損失となっている他の口座があった場合、その口座の損失と損益の通算をするためには、源泉徴収あり口座としていても、確定申告をしなければなりません。

### ◇他の口座における上場株式等の譲渡損失の金額と源泉徴収あり口座に受け入れた配当等の金額と損益通算する場合

源泉徴収あり口座に受け入れた上場株式等の配当等については当該特定口座内の譲渡損失の金額等と損益通算されますが、他の口座の譲渡損失の金額等と損益通算する場合には、確定申告をしなければなりません。

## ■確定申告をする場合の留意事項

- ◇他の金融機関等で源泉徴収あり口座を開設されている場合には、それぞれの源泉徴収あり口座ごとに、確定申告の対象とするかどうかを選択することができます。
- ◇源泉徴収あり口座において、公募株式投資信託の収益分配金と譲渡損失の金額との損益通算後に、当該譲渡損失の金額を他の口座の株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益の通算をするために確定申告する場合、源泉徴収あり口座に受け入れた収益分配金についても確定申告をする必要があります（申告不要の特例の適用を受けることはできません）。
- ◇確定申告をする場合、源泉徴収あり口座に受け入れた公募株式投資信託の収益分配金の金額お

- よび公募株式投資信託の譲渡損失の金額は、損益通算前の金額により計算することとなります。
- ◇確定申告をする場合、当行からお客様に翌年1月末までにお送りする年間の譲渡所得等の明細や源泉徴収あり口座に受け入れた公募株式投資信託の収益分配金に関する明細を記載した「特定口座年間取引報告書」を添付することにより簡便な手続きで確定申告ができます。
  - ◇公募株式投資信託の収益分配金や譲渡所得等を確定申告すると、その所得は合計所得金額に含まれるため、配偶者控除や扶養控除の適用が受けられない、社会保険料等が増加するなどの影響が出る場合があります。

※上記は、2014年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人のお客様の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 少額投資非課税制度《愛称：NISA（ニーサ）》

### ■少額投資非課税制度の概要

非課税口座とは、その年の1月1日に満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」）が、下記の勘定設定期間に開設できる口座です。

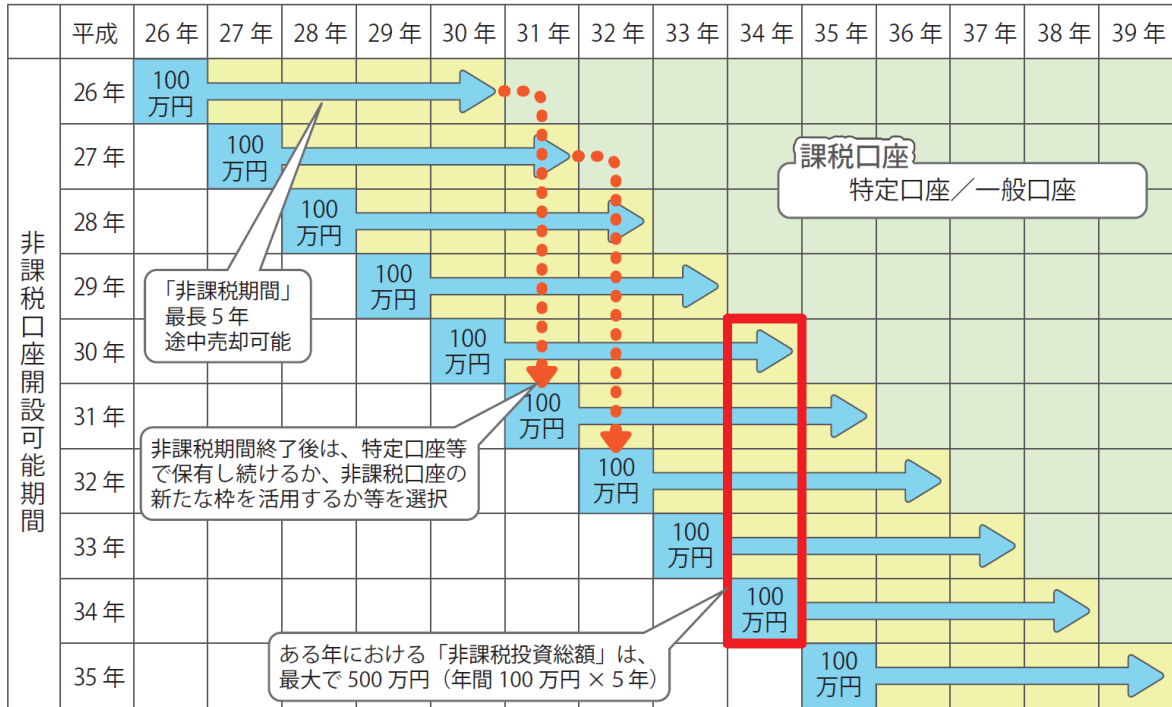
勘定設定期間	基準日※
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで（4年間）	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで（4年間）	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで（2年間）	平成33年1月1日

※上記表の基準日とは、勘定設定期間ごとに定められている日付のことです。非課税口座の開設にあたっては、法令の規定により基準日の住所を証する一定の書類（住民票の写し等）が必要となります。なお、基準日に国内に住所がなかった方については、基準日以後最初に国内に住所等を有することとなった日が、基準日となります。

非課税の対象	非課税口座内の公募株式投資信託の収益分配金や譲渡益など
口座開設者	居住者等（その年の1月1日において満20歳以上の個人）
非課税投資額	合計で年100万円が上限（未使用枠の翌年以降の繰越しは不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年）
各非課税管理勘定の非課税期間	最長5年間 途中換金は自由（換金部分枠の再利用は不可）
口座開設	1金融機関において1人1口座
非課税口座開設可能期間	平成26年～平成35年の10年間

- ◇各勘定設定期間中、非課税口座には、毎年1月1日（年の途中で非課税口座の開設が行われた場合には、非課税口座開設日）に非課税管理勘定という勘定が設けられます。
- ◇各非課税管理勘定には、当該勘定設定年の12月31日まで、取得対価の合計額100万円（購入時手数料等を除く額）までの、原則として新規購入の公募株式投資信託を受け入れることができます。
- ◇非課税管理勘定に受け入れた公募株式投資信託の収益分配金（追加型株式投資信託については普通分配金）や換金時の譲渡益等は、当該勘定を設定した年の1月1日から5年を経過する日（非課税期間終了日）まで、税金（所得税および復興特別所得税、住民税）が課されません。
- ◇非課税期間終了日に非課税管理勘定に保有している公募株式投資信託については、その終了日の翌年1月1日に新たに設定される非課税管理勘定に移管することができます。

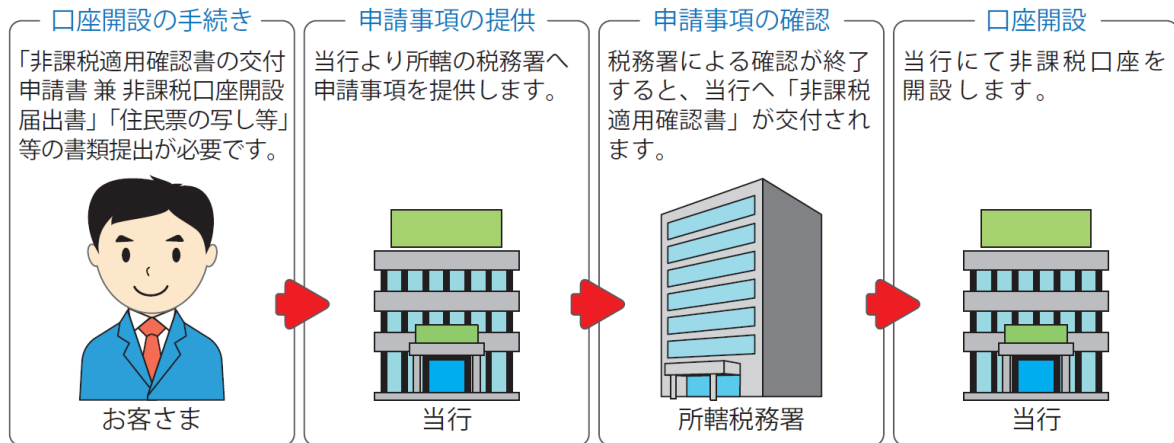
## ■少額投資非課税制度のイメージ



## ■非課税口座の留意点

- ◇非課税口座内の公募株式投資信託の収益分配金再投資の際に非課税枠がない場合、再投資で取得する投資信託は非課税口座の受入れ対象とはなりません。
- ◇非課税口座内の公募株式投資信託を換金等した場合、非課税枠の再利用はできません。
- ◇非課税口座内の公募株式投資信託を換金し損失が発生しても、他の株式等の譲渡益との損益の通算や上場株式等の配当等の金額との損益通算、譲渡損失の繰越控除はできません。
- ◇当行の非課税管理勘定で管理していた公募株式投資信託については、原則として他の金融機関への移管はできません。
- ◇非課税口座内の公募株式投資信託を特定口座等に移管等した場合（非課税口座の廃止、贈与または相続もしくは遺贈、非課税期間終了に伴う特定口座等への移管等含む）、移管時等の価額で、新たに当該特定口座等で取得したものとみなされます。
- ◇各勘定設定期間における非課税口座開設のお申込みができるのは、当該勘定設定期間開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間が終了する年の9月30日までです。
- ◇非課税口座は、口座開設のお申込みをいただいた後、一定期間経過後に開設されます（すぐに開設されるわけではありません）。
- ◇当行の非課税口座の受入れ対象となるのは当行取扱いの公募株式投資信託に限られます（上場株式の受入れはできません）。

## ■非課税口座開設の流れ



※非課税口座の開設にあたっては、非課税上場株式等管理に関する約款をお客さまに交付します。

※上記は、2014年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人のお客様の場合は上記とは異なります。

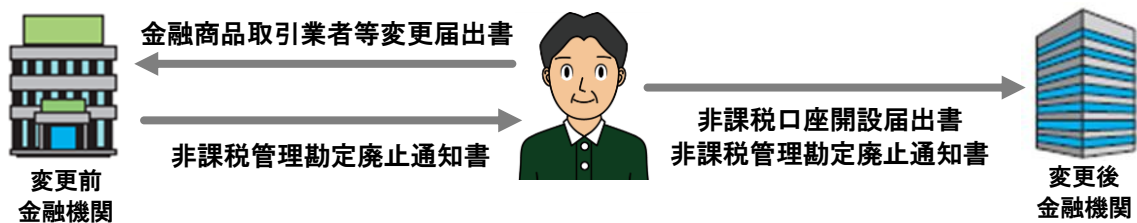
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 平成27年1月からの少額投資非課税制度の見直し

利用しやすくなります！

- ◇同じ勘定設定期間内でも、非課税管理勘定を設定する金融機関を変更できます。
- ◇一旦廃止した非課税口座を、同じ勘定設定期間内でも再開設できます。

<参考：非課税管理勘定を設定する金融機関を変更する場合>



- ※変更しようとする年の前年10月1日から当年9月30日までに手続きをする必要があります。
- ※変更しようとする年の非課税管理勘定に、すでに上場株式等の受入れがされている場合には、翌年以降でなければ変更できません。
- ※変更しても、変更前金融機関の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れられている上場株式等を変更後金融機関に開設した非課税口座に移管することはできません。また、当該非課税管理勘定は、廃止しなければ、当該勘定の非課税期間終了日までそのまま存続します。
- ※変更は毎年行うこともできます。

## 復興特別所得税って何？

### ■復興特別所得税ってどういうもの？

復興特別所得税とは、東日本大震災からの復興を図るため、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施される「復興施策」に必要な財源を確保するために課される税金のことです。

復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの各年分の基準所得税額に対して課税されます。また、源泉徴収される所得税額に対しても課税されます。

復興特別所得税の額は、対象となる所得税額の 2.1% の金額です。

$$\text{復興特別所得税の額} = \text{対象となる所得税額} \times 2.1\%$$

※基準所得税額とは、その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方については、外国税額控除額を控除する前の所得税額のことです。

### ■源泉徴収されるとき、どのように課税されるの？

公募の株式投資信託の収益分配金（追加型については普通分配金）を受け取る時や、特定口座源泉徴収あり口座で譲渡し譲渡益があった場合など、その支払いを受ける際に所得税が源泉徴収されるものについては、復興特別所得税も併せて徴収されます。

源泉徴収税額を計算する際には、所得税と復興特別所得税がそれぞれ別に計算されるのではなく、源泉徴収の対象となる支払金額等に、合計税率を掛けて計算されます。

たとえば、所得税の源泉徴収税率が 15% の場合、それに 1.021 をかけた 15.315% が、合計税率となります。この合計税率を掛けた金額に、1 円未満の端数が出た場合、その端数の金額は切り捨てとなります。

なお、平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までであれば 5% の住民税が併せて徴収されるため、源泉徴収税率は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までに受け取る分については、原則として 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）となります。

### ■確定申告した場合は、どのように課税されるの？

平成 25 年から平成 49 年までの各年分の所得を確定申告する場合、所得税と復興特別所得税を併せて申告することになります。なお、復興特別所得税の額は、基準所得税額の 2.1% の額です。

源泉徴収等により、すでに納めた復興特別所得税の額があれば、納付すべき復興特別所得税の額からその金額を控除することができます。また、控除できない金額があれば、還付を受けることができます。

※上記は、2014 年 6 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人のお客様の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。